

岩手県公安委員会告示第3号

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成18年岩手県公安委員会告示第15号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

改正前			改正後		
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる		口頭により開示請求をすることができる
事務の種類	開示する内容	期日又は期間	事務の種類	開示する内容	期日又は期間
[略]			[略]		
警備員指導教育責任者講習修了考査	[略]		警備員指導教育責任者講習修了考査	[略]	<u>警察本部生</u> <u>活安全部生</u> <u>活安全企画課</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					